

伊万里市・有田町
消防広域化に関する基本合意書

伊万里市・有田町

伊万里・有田消防広域化協議会の合意事項

1 広域化の方式について

広域化の方式は、一部事務組合方式とする。

【調整内容】

一部事務組合方式の場合、構成市町が組合運営に同じ立場で参画でき、両市町の住民の意見が反映されやすいという利点があることから、一部事務組合方式を採用する。

2 広域化のスケジュールについて

消防組合の設立及び事業の開始は、平成26年4月1日を目標とする。

【調整方針】

消防広域化にあたっては、両市町における災害時の119番通報は住民サービスに直結する課題であり、受信基地となる通信指令装置の整備は重要で最優先する必要がある。一方、消防救急無線のデジタル化への整備も急務な案件であることから、この二つの整備については、既に両消防本部が実施設計に着手、平成25年度に本工事を発注し、年度中には竣工の見込みであること。

また、消防組合の運営には、例規や業務に係る各種システム等の整備が必須であり、この整備に係る期間も、概ね平成25年度中には完了の運びである。

以上の要件が25年度中に整うことが予想できることから、平成26年4月1日を消防組合の事業開始の目標とした。

3 消防本部の名称について

消防本部の名称は、伊万里・有田消防本部とする。

【調整内容】

「伊万里、有田」という両市町の名称を、そのまま入れることで、広域化後も住民に分かりやすい名称となると思われる。

4 消防本部の位置について

消防本部の位置は、現在の伊万里市消防本部とする。

【調整内容】

両市町の管轄区域を合せた場合、現在の伊万里市消防本部がほぼ中心に位置しており、庁舎の規模や通信指令室のスペースなどから、広域化時の消防本部に適していると思われる。

5 組合運営について

組合運営については、関係法規に基づいて適切に実施する。

【調整方針】

一部事務組合の設置は、特別地方公共団体を設置することであり、新たに組合を運営するための事務が発生する。組合運営事務の一部は、構成市町等の支援を受けて実施する。

6 組合例規の策定について

組合例規については、それぞれの市町法令担当課と調整しながら組合設立までに策定する。

【調整方針】

組合例規について、基本的には伊万里市の例規に倣う形になるので詳細部まで市町法令担当との線密な調整が必要である。特に組合条例制定に伴うそれぞれの市町の条例改正、その他の手続きや作業を十分に確認するとともに、今後の改正時の調整方法等も検討する。

7 服務について

消防組合の職員の服務については、両市町の服務に関する条例や服務規程を参考とし、新たに条例・規程を策定する。

【調整方針】

両市町の例規の内容等には若干ではあるが異なる部分があることから、調整方法について検討する必要がある。消防業務は特異な勤務体制であることから、消防組合として独自に服務に関する条例、規程を定める。

8 懲罰について

消防組合の職員の懲罰については、消防本部の所在する伊万里市の条例、規定等を準用する。ただし、条文のうち、読み替え等の必要があるものについては、適切な文句に修正するものとする。

【調整方針】

両市町の例規の内容等には若干ではあるが異なる部分があることから、調整方法について検討する必要がある。

9 組合議会例規と運営方法について

- 1 組合議会例規については、関係法規に基づいて組合設立までに策定する。
- 2 組合議会運営については、構成市町の指導を仰ぎながら適切に実施する。

【調整方針】

議会例規については、関係法令に基づいて関係市町と連携・協議を行いながら事前準備を行う必要がある。

議会運営については、新たな業務であり、どれくらいの事務量が必要となるのか、また調整方法等の未知数な要素が多いため、市町の議会事務局の協力を得ながら、組合設立までに運営方針の策定を行うこととする。

10 組合議員定数について

組合議会の議員定数は10人とし、関係市町の定数は次のとおりとする。

- (1) 伊万里市5人
- (2) 有田町5人

【調整方針】

議員定数については、組合議会を運営するための根幹となる部分である。今回は、消防事務のみを共同処理する団体であることに加え、全国の組合消防本部（1市1町で構成されているもの）における議員定数の状況を勘案したものである。

また、組合議会において、両市町の住民の意思を平等に反映させるという代表機能を低下させることのないよう組合議員の構成は同数とする。

11 組合議会定例会の回数について

組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

【調整方針】

地方自治法第102条第2項により、定例会の回数は条例で定めることができる。決算審議及び予算審議の時期にそれぞれ議会開催が必要となることから、最低2回の定例会の開催は必要である。また、定例会の時期については、両市町の決算・予算の策定期間との兼ね合いも考慮し、組合設立までに定める。

12 組合議会における委員会の設置について

組合議会における委員会は、設置しないこととする。

【調整方針】

地方自治法により、議会は条例で委員会を置くことができるが、協議事項は消防関係と限定されるため、定例会及び臨時会のみで協議及び審査は可能であると思われる。また、他の同規模の消防組合においても事例がないことから委員会は設けない。

13 議会事務局について

議会事務局の役割については、関係法規に基づいて消防本部で適切に実施する。

【調整方針】

地方自治法第138条第2項により、条例の定めるところにおいて、組合議会に事務局を置くことができるが、専属の事務局を配置した場合、現場活動要員の確保が難しくなる。よって、議会事務局は置かず、消防本部総務課の分掌事務とする。

14 設計、管理及び検査について

設計、管理及び検査に係る業務については、消防組合で行う。ただし、専門的な知識が必要な場合は、両市町の支援を受けて適切に実施する。

【調整方針】

広域化後は、一部事務組合として運営していくことから、設計、管理及び検査に係る業務については、基本的に消防組合で行う。しかし、建物等の設計など専門的な知識が必要となる場合には、両市町の所管課から技術的な助言及び指導を受け、適切に実施する。

15 契約・入札事務について

契約・入札事務については、関係法規に基づき条例を策定し、両市町の支援を受けて適切に実施する。

【調整方針】

契約・入札事務については、公平かつ公正な事務執行が求められるが、専門的な知識を要することに加えて、消防職員には経験の少ない事務であることから、両市町の所管課の支援を受けて適切に実施する。

16 消防本部の組織について

- 1 消防本部（署）を4課とする。
- 2 有田消防署を3課とする。

【調整方針】

- 1 現在、両市町の消防本部は、消防署の役割を兼務しており、本部（署）の組織はそれぞれ3つの課で構成している。広域化後は、現在の伊万里市消防本部が本部機能を有することとなり、消防署と兼務する。
組合設立時の本部（署）の組織体制は、現在の3課制に加え、管轄規模の拡大に伴い救急体制の強化及び円滑化を図るため、「救急課」を新設する。
- 2 有田消防署については、本部業務を一元化された後は、署業務のみを行うこととなり、組合設立時は3課制で消防行政の運営を図る。

17 消防本部の権限について

消防長の専決権限の一部を消防署長に委譲する。

【調整方針】

広域化に伴い、消防本部の位置が伊万里市か有田町となることで、許認可や各種申請、届出書の受理等に係る窓口が遠方になるなどの住民サービ

スが低下しないように消防長の専決権限の一部を消防署長に委譲し、署単位で地域に密着した消防サービスを維持する。

18 署所の配置について

消防署所の位置は、現状のとおりとする。

【調整方針】

伊万里市と有田町の管轄区域が統合された場合でも、現在の署所の位置は均衡性のとれた配置となっていることから、署所数、配置場所についても現状のとおりとする。

19 署所の名称について

- | | | | |
|---|------------|---|---------------|
| 1 | 伊万里市消防署 | ⇒ | 伊万里消防署とする。 |
| 2 | 有田町消防署 | ⇒ | 有田消防署とする。 |
| 3 | 伊万里市消防署東分署 | ⇒ | 伊万里消防署東分署とする。 |
| 4 | 伊万里市消防署西分署 | ⇒ | 伊万里消防署西分署とする。 |
| 5 | 伊万里市消防署北分署 | ⇒ | 伊万里消防署北分署とする。 |

【調整方針】

消防署所の名称については、現在のものから「市」と「町」を除くだけの名称とし、広域化となっても住民が混乱しないための配慮をする。

20 職員定数について

職員の定数は130人とする。

【調整方針】

職員定数については、現在の両市町の消防職員の定数（伊万里市96人、有田町43人）を合わせたものを提案していたが、伊万里市については、平成19年度まで消防事務を受託していた長崎県福島町に配置していた9人分の職員数を加えたものであった。そこで、その9人を伊万里市の定数である96人から差し引くと87人になり、これに有田町の定数である43人を合わせた130人を職員定数とする。

21 勤務形態について

交替勤務の形態は、三部制とする。

【調整方針】

- 1 三部制の勤務形態は、消防隊等の部隊編成が常に固定されているので、現場活動に有利である。
- 2 夜間勤務を伴う交替勤務職員に対して、労務管理が行いやすいという利点がある。
- 3 昼勤日に消防検査や予防査察及び各種訓練等を実施することができるため、時間外勤務の縮減につながる。

22 研修・訓練・教育について

効率的な研修計画等を作成し、職員の人材育成を図る。

【調整方針】

- 1 消防大学校や県の消防学校等の教育機関を活用し、職員の能力向上を図る。
- 2 救急救命士や予防技術者など、消防業務の専門化に対応する為の人材育成を図る。
- 3 市町行政機関との人事交流を実施し、行政実務の経験を取得することによって、管理職としてのマネジメント能力向上を図る。

23 消防章・旗について

統一した消防章を採用する。

【調整方針】

襟章以外の消防章については、両消防とも同じ規格のものを採用しているため、現在のものを引継ぎ、襟章については統一した消防章を採用する。

消防旗については、消防組合発足までに必要性を踏まえて検討していく。

24 定員配置について

定員配置については、住民サービスの向上を図るために効率的な配置をし、署所の消防力の強化を図る。

【調整方針】

広域化後の定員配置については、現在の両市町の消防職員数を合わせた126人を、消防本部及び各署所に必要な機能等を考慮したうえで適正に配置する。

25 採用計画について

採用計画については、消防組合としての適正な定員管理に基づいて策定する。

【調整方針】

職員の採用については、退職者に伴う欠員や適正な職員配置数を総合的に考慮した上で、消防組合としての計画を策定する。

26 定年制度・再任用制度について

職員の定年及び再任用制度については、両市町の条例を準用するとともに、職員の年齢構成についても均衡化を図る。

【調整方針】

再任用制度は、ベテラン職員が長年培った知識や技術を若手職員に伝承できるという利点がある。しかし、再任用された職員は定数に数えられる場合があり、職員全体の高齢化を引き起こす要因にもなる。消防職員は、災害現場で活動するための強靱な体力を求められるため、職員の高齢化によって現場活動に支障が生じることがないように、再任用する職員については、配置先や任用方法を検討していくこととする。

27 身分（任用・階級）について

- 1 両市町の職員は、消防組合の職員として身分を統一する。
- 2 消防長の階級を消防監とし、組織にあわせ階級、役職を適正に配置する。なお現階級は保障するものとする。

【調整方針】

職員の身分の取り扱いは、それぞれの市町を退職し、消防組合で新たに採用することで身分を統一する。

両消防本部の職員の階級及び役職は、経験年数等を考慮し、可能な限り同じ階級及び役職に配置する。

消防長の階級については、消防組合の消防職員数が100人以上となるため、消防庁告示の「消防吏員の階級の基準」により、消防監の階級を適用する。

28 給与（諸手当含む）について

- 1 消防組合の職員の給料表は、行政職給料表7級制に統一し格付けを行う。なお、広域化前に各市町で採用された職員の現給は保障するとともに、給与格差については広域化後、10年間を目途として計画的に調整を図る。
- 2 諸手当は、伊万里市の基準で支給する。ただし、特殊勤務手当については、見直しを行い広域化までに統一する。

【調整方針】

給与については、両市町の消防職員の中で、同じ経験年数等を持つ者にあつては、同等になることが望ましい。なお、各職員の現給は保障し、給与格差の是正については、広域化後、計画的に調整する。また、諸手当のうち、特殊勤務手当については、県内の消防本部や交付税措置の算定基準になっている手当額を参考に、両市町の担当課と調整しながら統一した制度を構築する。

29 特別職の報酬等について

1. 管理者、副管理者	
(1) 報酬	: なし
(2) 費用弁償	: 費用弁償 なし
	旅 費 伊万里市職員等の旅費に関する条例 の市長の旅費に相当する額
2. 監査委員	
(1) 報酬	: なし
(2) 費用弁償	: 費用弁償 日額 5,400 円
	旅 費 伊万里市職員等の旅費に関する条例 の監査委員の旅費に相当する額
3. 組合議員	
(1) 報酬	: なし
(2) 費用弁償	: 費用弁償 日額 5,400 円
	旅 費 伊万里市職員等の旅費に関する条例 の市長の旅費に相当する額

【調整方針】

地方自治法により報酬及び費用弁償等の額並びにその支給方法は条例で定めなければならない。

報酬については、伊万里市と有田町で構成している他の組合の現行報酬を参考とし、他の組合との均衡を図る必要がある。また、費用弁償については、他の組合が組合事務所のある市町の条例を参考としてあることから、消防組合についても、本部が所在する伊万里市の条例を参考とし、消防組合の費用弁償条例を策定する。

30 退職手当について

1	退職手当は、消防組合に退職手当支給条例を定め支給する。
2	退職手当に係る負担金については、旧所属の職員が退職する場合は、広域化後、10年を目途に旧所属の市町が負担する。
3	組合設立後に採用された職員の退職手当については、前年度の基準財政需要額の割合で負担する。

【調整方針】

退職手当の支給については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第3項に基づき、組合条例に退職手当に関する事項を定め支給する。

広域化前に各市町で採用された職員にあつては、旧所属の市町の責任で

退職金を負担するのが合理的であり、広域化後、10年を目途に旧所属の市町で支給する。

また、広域化後に、消防組合で採用された職員が退職するに至った場合には、人件費と同じ負担割合を採用することが適当であることから、基準財政需要額の割合とする。

退職手当に係る費用負担については、基金運用も含めて広域化までに両市町間で調整する。

31 公務災害補償について

- 1 消防職員にあつては、地方公務員災害補償基金に継続して、加入する。
- 2 議員その他非常勤職員にあつては、佐賀縣市町総合事務組合の公務災害の補償事務に加入する。

【調整方針】

現状では、消防職員にあつては、両消防本部とも地方公務員災害補償法に基づいて、地方公務員災害補償基金に負担金を支払い加入しているので引き続き加入する。

議員その他非常勤職員にあつては、両市町で構成している伊万里・有田地区衛生組合、伊万里・有田地区医療福祉組合及び県内の消防本部においても加入している佐賀縣市町総合事務組合の公務災害の補償事務に加入する。

32 消防賞じゅつ金について

消防賞じゅつ金については、消防組合において新たに消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例・規則を策定する。

【調整方針】

両市町の賞じゅつ金関係の条例及び規則は、内容はほぼ同じであり、共に消防団員等を含めたものである。このことから、広域化までに消防組合の職員のみを対象とした条例等を新たに制定する。なお、消防団等の賞じゅつ金については、両市町の条例等・規則として残す必要がある。

33 消防職員委員会について

消防職員委員会については、次のとおりとする。

- ・委員：9人
- ・意見取りまとめ者：6人
- ・開催日：毎年度前半1回

【調整方針】

両市町とも消防組織法第17条及び消防庁の定める基準を参考とし、それぞれの規則で定めたものである。よって、消防組合においても、現行の規則を参考に、委員及び意見とりまとめ者を定める。

34 給貸与品について

給貸与品については、新たに消防吏員給貸与品支給規則及び規程を策定し、年次的な計画のもとに統一化を図る。

【調整方針】

現在、両消防本部で支給されている給貸与品は、仕様や貸与年数等が異なっていることから、これを見直して新たな規則・規程を策定する。なお、支給については、広域化までに年次的な計画を策定し順次統一化を図る。

35 福利厚生（市町村共済、互助会）について

- 1 市町村共済については、佐賀県市町村職員共済組合に継続して加入し、関係法規に基づいて適切に実施する。
- 2 互助会については、広域化までに統一し、新たに互助会を結成する。

【調整方針】

地方公務員の公的な共済組合制度については、広域化後も継続して加入することによって、職員の生活の安定と福祉の向上に努める。

互助会については、職員の互助共済及び福利厚生を増進するために設立された組織であり、消防組合でも必要であることから、現在の互助会規約及び運営方法は、広域化までに統一に向けて調整を図っていく。

36 健康管理、感染防止、安全衛生について

健康管理、感染防止、安全衛生については、関係法規に基づいて広域化までに安全衛生管理規程等を策定する。

【調整方針】

安全衛生管理規程等については、それぞれの市町の規則及び規程に定められているが、消防組合となることから、広域化までに関係法規に基づいて策定する。

37 市町消防団の事務の所管、財産管理及び連携について

消防団の事務及び財産管理については、消防組織法に基づいて各市町で行う。ただし、広域化後も消防団との緊密な連携確保を図るために、消防組合の職員を各市町の職員として併任し、消防組合で消防団事務を実施する。

【調整方針】

消防団は地域に密着した消防防災活動を行うという性格上、広域化の対象とはされておらず、これまでどおり消防団事務の所管については、それぞれの市町の事務となる。

しかし、災害時における消防団との連携やこれまで培った運営方法のノウハウを持ち合わせているため、広域化後は、両市町に消防団事務の担当課を設置し、消防組合の職員を市町の職員として併任配置することによって、引き続き各消防署において消防団事務を行う。また、消防団の財産についても、現在と同様に各市町でそれぞれ管理し、消防団に係る経費については、各市町がそれぞれ負担する。

なお、広域化後も現在と同様に、各市町、消防組合及び消防団との定期的な連絡会議等を開催するほか、消防団員との連絡体制の強化、合同訓練の実施などを通じ、平時から連携・協力体制の強化に努めることとする。

38 市町防災・国民保護担当部局との連携について

- 1 構成市町の防災・国民保護部局と消防本部・消防署との連携確保のため、定期的な連絡会議の開催及び災害対策本部等に、構成市町の併任辞令を受けた消防組合の幹部職員等を参画させる。
- 2 有田町に設置してある防災行政無線の遠隔装置を、本部の通信指令室に設置することで、24時間対応できる体制を構築する。

【調整方針】

広域化後は、自治体消防ではなくなるため、消防組合と構成市町は、相互に協力しながら災害の防除や国民保護措置活動を迅速かつ適切に実施することが求められる。このため、消防本部・消防署と市町の防災担当部局との連携体制を構築する必要がある。

39 例規担当部署との連携について

市町の例規担当部署との連携を取りながら例規の策定・改廃を行うこととする。

【調整方針】

これまで、それぞれの市町の条例に基づいて消防事務を行ってきた経緯があるため、広域化時には、統合された例規を策定し、それに基づいた消防事務を行っていく必要がある。

新たに策定する組合条例・規則等は、基本的に伊万里市に倣うこととし、詳細部まで伊万里市の例規担当者との線密な調整を行う。特に組合条例制定に伴う両市町の条例改正及びその他に必要となる手続きや作業を十分確認し、今後の改正時の協議方法を検討する。また、両市町に関係する場合は、有田町との例規担当者との協議も必要である。

条例等の立案審査及び助言指導に係る例規審査委員会については、伊万里市に支援を受け実施する。

40 消防署所整備計画について

消防署所整備計画については、建物の劣化調査、耐震検査を定期的に実施しながら策定する。

【調整方針】

消防庁舎は、大規模災害時等における防災拠点の中核であって、被災により使用不能となることだけは避けなければならない。そのため、他の公共施設より優先的に庁舎の整備、耐震化を進める必要がある。RC造の寿命は、約65年以上といわれているが、当時の建設条件によっては、一概には断定できないため、定期的に補修、劣化調査及び耐震検査を行うこととする。

41 消防車両整備計画について

消防車両等で更新時期を過ぎている車両を優先的に更新し、財政的な課題を十分に認識したうえで車両更新計画について、市町間と協議、調整を図っていく。

【調整方針】

消防車両等については、消防隊、救急隊、救助隊など、部隊ごとに活動内容が異なることから、各部隊が迅速、的確かつ安全に消防活動を行うための適正な更新が必要である。

広域化後は、財政的なスケールメリットを活かしたうえで、適正な配置車両数などを勘案し、車両更新年数の統一など、年次的な整備計画を策定する。

42 人事管理給与システム・ネットワークシステムについて

人事管理給与システム及びネットワークシステムについて、広域化までに構築・整備する。

【調整方針】

一部事務組合として、人事管理及び給与事務を効率的かつ適切に行うために、単独のシステムを広域化までに構築する。また、ネットワークシステムについても、消防本部や署所間において、災害時の指令や業務用連絡に係る専用線が必要となることから、公共ネットワーク等を活用して新たに整備する。

43 負担割合について（その1）

- 1 広域化までに採用された職員の人件費については、広域化後、10年間を目途に実額負担とする。
- 2 その他の経費については、広域化後、10年間を目途に伊万里市65 対 有田町35 の比率で負担する。

【調整方針】

組合運営に係る経費負担については、両市町の負担割合の均衡性を保つことで、住民の理解を得られる。

広域化前に両市町で採用した職員の人件費は、広域化後10年間を目途に、それぞれの市町で負担し、その他の経費については、過去の決算額や

今後の事業内容の見通しから負担割合を定めて均衡性を図ることとする。
ただし、広域化後に地域事情の変化等を勘案して、負担割合を見直す場合は、組合議会の議決を経て管理者が定めるものとする。

44 負担割合について（その2）

- 1 車両更新整備に要する費用については、前年度の基準財政需要額の割合とする。
- 2 組合設立後に採用される職員の給与については、前年度の基準財政需要額の割合とする。
- 3 消防庁舎の建設費用については、その都度組合議会の議決を経て負担割合を定める。

【調整方針】

基準財政需要額は、市町の消防行政を合理的かつ妥当な水準で行うための経費として、一定の方法で算出された基本的な額である。全国の消防組合における経費の負担割合を見ると、構成市町の均衡性を保つことから、基準財政需要額を基に算定した数値を採用されているケースが多い。

このようなことから、提案の中の1及び2については、伊万里・有田消防組合においても両市町の均衡性を図ることから、基準財政需要額の割合を採用する。

なお、基準財政需要額の割合は、前年度の基準財政需要額に基づいて算出する。

消防庁舎の建設については、現在のところ両市町の消防庁舎で建設を計画されている案件がないため、将来的に計画の必要性が生じた場合に対応する。

45 初期投資の費用の負担割合について

初期投資の費用の負担割合については、その他の経費と同じ負担割合とする。

伊万里市：有田町 = 65：35

【調整方針】

広域化までに必要になる経費を初期投資費用として区分し、両市町の各区域や消防署所の管轄区域に関係なく、両市町の住民全体に提供される消防力に係る経費という考えから、その他の経費の負担割合と同じ割合を採用する。

46 財産の取扱いについて（土地、庁舎）

庁舎敷地等の土地に関しては、両市町からの無償貸与とし、庁舎等に関しては、消防組合に無償で譲渡する。

【調整方針】

両市町で保有していた財産のうち、庁舎敷地等の土地を譲渡した場合、署所の移転や他の用途に利用する場合など、変更事由が生じた後に、その帰属が課題となる。

一方で、庁舎等の施設については、維持管理の面や修繕・整備計画の策定について、現状を熟知している消防組合の主管で策定するため、無償譲渡とする。

47 財産の取扱いについて（車両、備品）

車両を含めた備品・消耗品等については、消防組合に無償で譲渡する。

【調整方針】

車両及び備品等については、用途が限定されることや、比較的短期間での更新及び消費を前提としており、維持管理及び更新計画の策定についても現状を熟知している消防組合が実施する必要があるため、無償譲渡とする。

48 返還債務について

返還債務については、原則として消防組合に引き継がないものとするが、リース契約については、その性質により別に定める。

【調整方針】

現在、両市町が所有している財産等に係る返還債務及びリース契約については、広域化後も、当初の取得目的は変わらないため、償還等に係る経費は、それぞれ市町の負担とする。

しかし、広域化時に承継される財産等の中で、消防組合で運用するもの（救助工作車賃貸借料及び救急統計システムリース）に係る債務は、消防組合に引き継ぐものとする。

49 財務会計システムについて

現在、両市町で使用している財務会計システムから切り離し、独立したシステムを構築する。

【調整方針】

現在、使用しているそれぞれの市町のシステムは、消防組合では利用できないため、広域化までに両市町の所管課の支援を受けながら独立したシステムを導入する。

50 会計、契約、予算規則について

消防本部のある市町の規則を準用する。

【調整方針】

両市町とも、地方自治法施行令に基づいて財務等に関する規則を定めている。広域化後は、消防本部の所在する市町の規則に準じたものを策定する。

51 部隊運用について

すべての災害事象に対応可能な出動体制を構築することを目的とし、広域化までに機動的な部隊運用計画を策定する。

【調整方針】

広域化の効果である消防車両及び現場要員の増強と行財政上の様々なスケールメリットを活かし、両市町全域において消防体制の整備及び充実強化を図り、住民サービスの一層の向上を図ることとする。

52 通信指令体制について

広域化に伴い通信指令業務を統合し、通信指令室を広域化後の消防本部に置く。

【調整方針】

両市町の消防防災体制の一層の強化を図るためには、通信指令業務を統合し、統一的な指揮の下で、効率的な部隊運用及び現場活動体制の強化に

つなげる必要がある。

現在、両消防本部の通信指令体制は、伊万里市が専任の2名、有田町は出動要員と兼任の2名となっている。広域化後は、本部となる伊万里市に通信指令室を配置し、管轄区域が広範囲となるため、通信指令要員については、常時3名体制で業務を行い、現場到着時間の短縮や効果的な通信指令体制を図ることとする。

53 通信指令システム（消防救急無線デジタル化含む）について

通信指令システムについては、両市町の規模に合わせ、消防救急無線デジタル化整備と一括して整備を行う。

【調整方針】

広域化による統一的な部隊運用を実現するためには、通信指令システムの統合は必須である。また、通信指令システムと相関関係である消防救急無線デジタル化整備を同時に整備、運用開始をしなければ、統一的な部隊運用は困難となることから、広域化開始までには整備を完了しておく必要がある。

54 救急救命士養成計画について

救急救命士の年齢構成や退職者等も考慮して、広域化開始までに養成計画を策定する。

【調整方針】

今後、両市町の救急発生状況は、高齢社会の進展に伴い、さらに救急出場件数の増加が予想される。また、救急業務に対する住民ニーズが年々高度化している状況の下、更なる救命率の向上を図っていくためには、救急救命士の数を充実させていく必要がある。広域化後は、組織の拡大による効率的な人員配置より、救急救命士の計画的な養成を図っていくこととする。

55 医療機関との連携確保について

現在行っている救急症例検討会での連携をさらに強化し、救急体制の強化及び円滑化を図る。

【調整方針】

各医療機関との顔の見える関係は概ね良好であるが、広域化にあわせて

更に伊万里・有田地区の医療機関との連携が図れるよう研修会等を開催し、連携の強化に努める必要がある。

また、医療機関との諸契約については、広域化開始までに調整を図り、消防組合と医療機関との契約を新たに締結する。

56 災害要援護者対策について

従前の各市町の「災害時要援護者避難支援プラン」等を活用した上で、構成市町の支援を受けながら、消防組合でも災害時における要援護者への支援計画を広域化までに策定する。

【調整方針】

それぞれの市町プランの災害時要援護者対策を継続したまま、消防組合が各行政との連携を確保していくことが重要である。

情報端末の使用の際に、両市町のイントラネット回線が使用できない恐れや個人情報保護法等により入力端末（パソコン）の使用が出来なくなる恐れがあり、情報収集に支障をきたす可能性があるが、構成市町の支援を受けて、災害要援護者対策の充実を図っていくこととする。